

1 介護保険制度改正における費用負担に関する事項等について

- 現在、介護保険法等の改正法案を国会に提出中であり、今後の法案審議を踏まえて、その詳細は確定していくこととなるが、現時点の考え方は次のとおりである。

(1) 一定以上所得者の利用者負担の見直し

- 平成12年の介護保険制度の創設以来、所得に関わらず利用者負担を1割としており、高額介護サービス費の負担限度額も据え置いてきた。（この間、高齢者の医療制度では引き上げられている。）
一方で、高齢化の更なる進展に伴い今後さらに介護費用の増加が見込まれる中で、制度の持続可能性を高めることが必要である。
- 保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、現役世代の過度な負担を避けるとともに、高齢者世代内で負担の公平化を図っていくためには、65歳以上の被保険者のうち、一定以上の所得のある方に、2割の利用者負担をしていただくことが必要であることから、今国会に提出している介護保険法の改正法案においては、一定以上の所得がある第1号被保険者の利用者負担（※）を2割とする規定を盛り込んでいる（改正後の介護保険法第49条の2及び第59条の2）。

※ この措置は、高齢者世代内の負担の公平化を図るものであり、社会保障審議会介護保険部会での議論も踏まえ、第2号被保険者は対象としていない。

- 2割負担となるのは、基準以上の所得を有する本人のみとしており、同一世帯に他に介護サービス利用する方がいても、その方自身の所得が基準以上でなければ、その方は2割負担とはならない。
- 2割負担とする所得の水準については、モデル年金や平均的な消費支出の水準を上回る負担可能な水準として、65歳以上の被保険者のうち所得上位20%に相当する基準である合計所得金額160万円以上とする案を提案しているが、具体的な基準は政令事項であり、法律成立後に定めることになる。
- 本改正の施行時期は、住民税で用いる前年所得の確定時期等を踏まえ、平成27年8月としている。施行事務としては、各受給者の所得情報に基づく判定事務と、事業者等が各被保険者の負担割合を確認できるよう、利用者負担割合を証する書面を発行する事務を行うことになると見込んでいるが、詳細は法律成立後速やかにお示ししたい。
- 高額介護サービス費の仕組みに基づき利用者負担には月額上限が設けられていることから、負担割合が2割となっても、対象者全員の負担が必ず2倍となるものではない。介護保険の高額介護サービス費の限度額（一般世帯月額37,200円）は、制度創設時の医療保険の高額療養費に合わせて設定されたが、医療保険の一般世帯の限度額は既に44,400円に引き上げられている。介護保険では、一般世帯は引き続き37,200円に据え置くが、医療保険の現役並み所得（単身の場合